セキュリティ・マンション・アパート認定制度審査基準表(一覧)

別　表

令和元年7月1日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | 項　　　目 | 防　犯　建　物　部　品　等 | 必須項目 |
| 共用部分  （審査対象物件に該当する項目箇所をチェック） | １　塀、柵等 | ■　外部からの見通しの確保（構造、高さによる見通し確保） | 推奨 |
| ２　配管、縦どい、  　　外壁等 | ■　足場とならない構造   * 建物(居室)内の異常を知らせる防犯ベル（85デシベル以上）、又は警報ライトの設置 | 推奨  必須 |
| ３ 共用出入口 | □　見通しの確保（防犯カメラ等による補完・録画機能付き）  ■　防犯カメラの設置（録画機能付き・評価用チャート適合）  ■　インターホン、オートロックシステムの設置（玄関扉）  ■　自動施錠機能付き扉の設置（玄関以外の出入口）  □　照度の確保（玄関内50ﾙｸｽ以上、玄関外20ﾙｸｽ以上)  ■　外部に異常を知らせる防犯ベル（８５デシベル以上）の設置 | 必須  推奨  推奨  推奨  必須  推奨 |
| ４ エレベーター  ホール | ■　防犯カメラの設置（録画機能付き・評価用チャート適合）  □　照度の確保　(共用玄関階50ﾙｸｽ以上、その他の階20ﾙｸｽ以上) | 推奨  必須 |
| ５　エレベーター | □　防犯カメラの設置（録画機能付き・評価用チャート適合）  □　緊急ボタンによる外部連絡の確保  □　照度の確保（50ﾙｸｽ以上）  ■　エレベーター内が見通せる窓の設置 | 必須  必須  必須  推奨 |
| ６　共用廊下  共用階段 | ■　屋外設置階段の住棟外部からの見通しの確保  □　照度の確保（屋内20ﾙｸｽ以上、屋外3ﾙｸｽ以上)  ■　階段室の常時開放（屋内階段の場合）  ■　外部に異常を知らせる防犯ベル（８５デシベル以上）の設置 | 推奨  必須  推奨  推奨 |
| ７　屋上 | * 屋上出入口への施錠可能な扉の設置   ■　柵の設置による居室内への侵入防止 | 必須  推奨 |
| ８　自転車置場、  オートバイ置場 | ■　防犯カメラの設置（録画機能付き・評価用チャート適合）  ■　チェーン用バーラック、サイクルラックの設置  □　照度の確保（3ﾙｸｽ以上)（センサーライトによる補完） | 推奨  推奨  必須 |
| ９　駐車場 | ■　防犯カメラの設置（録画機能付き・評価用チャート適合）  □　照度の確保 (3ﾙｸｽ以上)（センサーライトによる補完）  ■　施錠可能な門扉の設置 | 推奨  必須  推奨 |
| 10　屋外通路 | □　見通しの確保（防犯カメラによる補完・録画機能付き）  □　照度の確保（3ﾙｸｽ以上)（センサーライトによる補完） | 必須  必須 |
| 11　ゴミ置場 | * 照明設備の設置   ■　塀、施錠可能な扉等による区画 | 推奨  推奨 |
| 専用部分  （審査対象物件に該当する項目箇所をチェック） | １　住居の玄関扉等 | □　防犯建物部品(ＣＰ部品等)の扉、枠、錠の設置  　補完措置（以下の全てを満たせば防犯建物部品設置とみなす）  　　□　ドアとドア枠のすき間からカンヌキが見えない構造  　　□　ピッキング解錠が困難な構造  　　□　補助錠の設置  　　□　ドアチェーン又はドアガードの設置  　　□　サムターン回し防止機能を備えたドアノブの設置  　　□　外部から外されにくいドアスコープの設置  ■　防犯建物部品設置の外部表示 | 必須  必須  推奨 |
| ２　玄関 | * 屋外設置の防犯ベル、又はライトに連動した警報装置の設置 * 廊下、階段等からの見通しの確保   □　テレビモニター機能付きインターホンの設置  ■　自動施錠タイプの錠前 | 必須  必須  必須  推奨 |
| ３　住居の窓  　(バルコニー以外) | * ルーバー窓への破壊に強い構造の面格子、シャッターの設置   ■　ルーバー窓以外の窓への面格子、シャッターの設置  □　下記のA・B　２項目の何れかを満たすこと  **A**　・窓サッシにサブロック付きクレセント及び補助錠の設置  ・ガラスへの破壊音又は窓の開閉に対応したガラスアラーム等感知装置の設置。※１  **B**・防犯合わせガラス（ CPｶﾞﾗｽ）もしくは強固な面格子の設置。※１  ■　防犯建物部品設置の外部表示 | 必須  推奨  必須  推奨 |
| ４　住居の窓  　(バルコニー) | □　下記のA・B　２項目の何れかを満たすこと  A　・窓サッシにサブロック付きクレセント及び補助錠の設置  ・ガラスへの破壊音又は窓の開閉に対応したガラスアラーム等感知装置の設置。※1  B　・防犯合わせガラス（ CPｶﾞﾗｽ）もしくは強固な面格子の設置。※1  ■　防犯建物部品設置の外部表示 | 必須  推奨 |
| ５　バルコニー | * 道路からの見通しの確保 * 階段等共有部分から侵入ができない構造の確保 | 推奨  推奨 |
| ６　風呂場 | * 屋外設置の防犯ベル、又はライトに連動した警報装置の設置 | 必須 |
| ７　寝室 | □　屋外設置の防犯ベル、又はライトに連動した警報装置の設置 | 必須 |
| ８　その他 | ■　屋外防犯ベル等に連動した警報装置の各部屋への設置 | 推奨 |

＊基準は変更する場合がありますので都度お問い合わせください。

＊警報装置の押釦がワイヤレス式の場合は警報装置、押釦は各1台でも可。

※１＝外壁に面する窓で、窓下２ｍ以内に足場に成る物が無い場合は、3階以上は不要。